

第 2 5 回 議員提出条例に係る検証検討会 事項書

平成 21 年 9 月 15 日(火)13:00 ~
議事堂 6 0 1 特別委員会室

1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成十三年三重県条例第四十七号）の見直しについて執行部意見聴取

2 その他

添付資料

資料 1 三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例（平成 13 年三重県条例第 47 号）の見直しについて<第 2 条第 1 号関係 検討会まとめ>

三重県行政に係る基本的な計画について議会が議決すべきことを定める条例
(平成 13 年三重県条例第 47 号)の見直しについて
<第 2 条第 1 号関係 検討会まとめ>

- 1 .現在策定されている計画としては、県民しあわせプラン及び第二次戦略計画が、県行政における総合的な計画に該当するものと考ええる。
- 2 .単年度の計画などを除いて、3 ~ 5 年先あるいはそれ以上の将来を見据えた「中長期的な」目標を掲げる計画を、議決対象とすることとする。

第 2 条第 1 号関係

県行政における総合的な計画として議会が議決する計画は、次に掲げるものとする。

- 1 . 県行政全般に係る中長期的な目標を設定し、当該目標を達成するための施策、事業その他の手法を総合的かつ体系的に示したもの